

## 情報・システム研究機構職員の病気休職からの復職に関する指針

（令和2年4月1日）  
機 構 長 裁 定

### 第1 目的

この指針は、情報・システム研究機構休職に関する規程第3条第3項の規定に基づき、職員を病気休職（精神性疾患が原因の休職をいう。以下同じ。）から復職させる場合に、各研究所等において講ずる必要な措置に関する基本的な方針を定めることを目的とする。

### 第2 面談

各研究所等は、職員が病気休職から復職しようとする場合には、必要に応じて、本人と面談を行い、次に掲げる事項を確認する。

- 一 復職の意思
- 二 治療状況及び病状の回復状況
- 三 日常の生活状況
- 四 今後の就業に関する考え
- 五 その他必要事項

### 第3 復職委員会等

- 1 各研究所等は、職員の復職に当たり、第2の面談の結果を踏まえて、次に掲げる事項を協議するため、復職委員会を設置することができる。
  - 一 復職の支援に関すること
  - 二 復職後のフォローアップに関すること
  - 三 その他必要な事項
- 2 前項に規定にかかわらず、各研究所等において、職員が復職するに当たり、必要に応じて、適切に対応できる体制を整備することで、復職委員会に代えることができる。

### 第4 復職後の就業上の配慮等

- 1 各研究所等は、復職に当たって職員から提出された医師の診断書に復職後の勤務に関する条件が付されている場合は、当該条件に従って、当該職員を勤務させるものとする。
- 2 前項のほか、各研究所等は、必要があると認めた場合は、本人の同意を得た上で、復職した日から起算して1か月を目途として、次に掲げるいずれかの就業上の配慮を実施することができる。

- 一 勤務時間の軽減
  - 二 時間外勤務及び休日勤務の禁止
  - 三 出張の制限
  - 四 兼業の制限
  - 五 裁量労働制の適用の制限
  - 六 フレックスタイム制の適用の制限
  - 七 軽作業又は提携業務への従事
- 3 第1項の医師の診断書又は前項第1号に基づき、勤務時間の軽減を行った場合の軽減された時間については、情報・システム研究機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第21条第1項第3号に規定する病気休暇として扱うものとする。

#### 第5 情報の保護

個人情報の取り扱いについて必要な事項は、情報・システム研究機構個人情報保護規程に定めるところによる。

#### 附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。